

国際学会派遣フェローシップ規程

(目的)

1. 日本法社会学会国際学会派遣フェローシップ(以下、「フェローシップ」という。)は、日本法社会学会(以下、「本学会」という。)に所属する早期キャリア研究者の国際学会での研究報告を奨励することを目的とする。

(助成内容)

2. フェローシップは、日本国外において開催される法社会学関係の国際学会の学術大会において研究報告を行う早期キャリア研究者に、渡航旅費の一部を支給することを内容とする。

(募集時期)

3. 募集は年2回、前期・後期に分けて行い、前期分は4～9月に開催される学会を対象とし、後期分は10～3月に開催の学会を対象とする。

(対象者)

4. フェローシップは、本学会の会員で、応募時において35歳以下の者を対象とする。ただし、応募時に36歳以上の者であっても、研究者としてのキャリアがスタートした時点が遅い等の特段の事情がある場合には、フェローシップに応募する資格を有する。なお、応募時までに当該年度までの会費を納入していることを応募の条件とする。

(助成対象者数および助成金額)

5. フェローシップの助成対象者は原則として各回2名以内とし、1名当たりの助成金額は渡航地域及び予算状況等により下記の通りとする。但し、研究報告を行う国際学会の開催地への渡航旅費が所定の額を下回る場合には、その渡航旅費の金額を上限とする。

(1) 北米・中南米・欧州・中東・アフリカ 20万円あるいは15万円

(2) その他の地域(アジア大洋州等) 10万円

(応募方法)

6. フェローシップによる助成を希望する者は、研究報告を行う国際学会が開催される前年度の末日までに、本学会所定の申込用紙に、氏名、大学学部卒業からの学歴および職歴、報告内容の概要等の必要事項を記入し、日本法社会学会国際委員会(以下、「委員会」という。)に応募しなければならない。

(助成対象者の選抜)

7. 委員会は、応募が締め切られてから2か月以内に、それぞれの応募者の研究者としてのキャリア、報告内容、助成の必要度、過去の受給状況等を総合的に考慮したうえで、2名以内の者を助成対象者として選抜し、助成金を交付する。

(助成の辞退)

8. フェローシップによる助成の決定を受けた者が、助成対象である学術大会での研究報告をとりやめた場合には、直ちにその旨を国際委員会に通知するとともに、すでに助成金を受領している場合は、これを速やかに返還しなければならない。

(成果報告)

9. フェローシップによる助成を受け、国際学会において研究報告を行った者は、帰国後1か月以内に、本学会所定の様式に従い成果報告を作成し、国際交流委員会に提出しなければならない。

(附則)

本規程は、2008年7月21日から施行する。

本規程は、2009年11月1日から施行する。

本規程は、2017年7月23日から施行する。

本規程は、2025年5月10日から施行する。